

平成23年 3月17日

企業等代表者 各位
経済・業界団体代表者

就職問題懇談会座長
濱口道成
(名古屋大学長)

平成24年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る
就職に関する要請

—就職・採用活動の現状の再認識—

国公立の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）で構成する就職問題懇談会においては、大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動の秩序を維持し、正常な学校教育と学生の学修環境を確保するとともに、学生の就職機会の均等を期するため、次の通り要請いたします。

わが国が平和で安定した社会を維持し、厳しい国際競争においてその地位を失することのないようにするために、学士力や社会人基礎力等を担保した豊かな人間性を有する人材を育成することは、我々教育機関に課せられた使命であると認識しています。

しかし、我々がこの使命を達成するために、学生に対し様々な教育指導を展開する一方で、現実には、より優秀な学生を他社に先んじて採用する動きに歯止めがかからず、採用活動の早期化の是正はほとんど進展していません。

—就職・採用活動の早期化・長期化がもたらす影響—

これまでも経済界からは、大学等に対し、十分な学力と国際性やコミュニケーション能力を修得したストレス耐性に優れた学生を育成されたい旨の要望が寄せられています。しかし、早期の就職・採用活動を意識して海外留学を躊躇したり、ボランティア活動等を途中で切り上げる学生が後を絶たないという実態は、一方的に学生のみを責めることはできません。本来ならば、大学等の正課教育とともに、これら課外活動での貴重な体験からもたらされる人間的成長は、経済界がもっとも望むところではないかと考えます。

また、学生の基礎学力の低下が問題視される中、大学等では、グローバルスタンダードに基づく知識基盤社会に向け、各学部・学科等で教育目標を明示して、入学時の学力保証とそれを補完するためのリメディアル教育や初年次教育、1科目あたりの授業時間数の確保や成績評価基準の明示などの総合的な教育改革やキャリア教育等を通じて卒業時の質保証を図る改革をしており、その成果を期するためには学生の健全な学修環境の確保が不可欠となっています。

大学等における教育の到達点から見ると明らかに未成熟な学生を早々に就職・採用活動に導く行為は、事実上学生から学ぶ機会を奪い、大学等の教育の空洞化を引き起こすこととなり、引いては人材育成における負のスパイラルを生み出すものと懸念します。このような営みを積み重ねることは、将来において国力を損なう重大な結果をもたらしてしまうという認識を、教育に携わる者と学生を人材として選考する者の立場を越えて、真摯に受け止めるべきです。

—倫理憲章見直し内容の問題点—

(社)日本経済団体連合会、(公社)経済同友会、(社)日本貿易会、日本製薬工業協会などの各経済団体・業界団体が、昨年秋から採用活動のあり方について一定の方針等を提案されたことは歓迎いたしますが、内容については協議すべき課題が多く残されています。

特に平成23年3月15日付で公表された(社)日本経済団体連合会の「採用選考に関する企業の倫理憲章」(以下「倫理憲章」という。)では、「広報活動」を「選考活動」と区別し、その開始時期を12月1日以降としています。その内容はインターネット上で学生の登録を受け付けるプレエントリーを起点としており、我々が定義する「採用選考活動」が実質的に行われるものであると認識せざるを得ません。更に、倫理憲章の「広報活動」が本格化する時期が、大学等が実施する後期試験の日程に重なるおそれもあります。

一方で、倫理憲章の「広報活動」の徹底のために、各企業の12月1日以前の大学訪問をも制約されていますが、大学等のキャリア教育において、学生の産業や職業に関する理解を深める取組みの実効性を高めるためには、採用選考と直接結びつかない企業の協力も不可欠です。

また、倫理憲章における「選考活動」については、「採用選考に関する企業の倫理憲章の理解を深めるための参考資料」(平成21年10月20日(社)日本経済団体連合会 制定)(以下「倫理憲章参考資料」という。)において、「一定基準に達した学生を選抜することを目的とした活動」と定義し、従来通りの4月1日以降としています。しかし、「選考活動」を4月1日直後から開始した場合には、卒業・修了前年度における学業成績を踏まえた採用選考が困難となります。

—あらためてのお願い—

つきましては、上記事情をご賢察いただき、平成24年度大学等卒業・修了予定者の採用活動にあたり、下記の事項についてあらためてご検討をお願いいたします。

あわせて学生の就職・採用活動の秩序を維持し、未来ある学生の将来を保障するため、新規学校卒業・修了者(以下「新卒者」という。)はもとより、新卒者に限定することなく、諸般の事情により就職未決定のまま卒業・修了した者の採用枠の拡大など積極的な採用に向けた特段のご配慮を引き続きお願いいたします。

記

1. 採用活動の早期化是正について

- (1) 卒業・修了年次に達しない学生に対する「採用選考活動」を厳に慎み、例えば大学の学部学生であれば3年間、大学院修士学生であれば1年間は最低限学修期間を保障するなど、それぞれの教育機関や分野等の学事日程に配慮したスケジュールとしていただきたいこと。また、少なくとも卒業・修了前年度の学業成果(成績)を適切に評価した上で、採用選考を行っていただきたいこと。
- (2) 「採用選考活動」は、卒業・修了年次の夏期休暇以降に行う等、大学等の教育活動に支障の生ずることのないように行われることが望まれること。

その際、大学等では概ね7月第2週から8月第1週において前期試験等を実施していること等に特段の配慮をいただきたいこと。

- (3) 「採用広報活動」は、卒業・修了前年度の3月以降とし、「企業説明会」等の就職支援イベントについては、原則として休日又は長期休暇期間に行う等、大学等の教育活動を尊重していただきたいこと。

なお、これらに参加することが、採用選考につながるものではないことを学生に対してしっかりと明示していただきたいこと。

また、一般的な「広報活動」については、時期を制約するものではありませんが、あくまでも学生の勤労観・職業観の育成を図るための情報提供であることを明確にし、後述する大学等のキャリア教育との連携に留意していただきたいこと。

(注) 我々が定義する「採用選考活動」とは、プレエントリーを活用した選考やエントリーシートによる選考、各種検査など実質的な採用選考につながる全活動を指し、倫理憲章参考資料において「一定の基準に達した学生を選抜することを目的とした活動」と定義されている「選考活動」とは異なります。

また、「採用広報活動」とは、説明会日程、採用予定数、選考スケジュールなど採用情報を広く学生等に発信することを目的として行われる活動を指します。

更に、「広報活動」とは、学生の業界研究や企業研究に資する一般的な企業情報や業界情報を提供することを目的として行われる活動を指します。

2. 大学等のキャリア教育への協力について

- (1) 学生の勤労観・職業観の育成や学修意欲の喚起を促すキャリア教育の観点から重要な意義を有するインターンシップについては、今後も積極的に受け入れていただきたいこと。

ただし、インターンシップは、あくまでも教育の一環として位置付けられた就業体験であり、採用選考と直結した取組みは、本来の趣旨にそぐわないものであることに留意していただきたいこと。

- (2) 大学等のキャリア教育は、学生自らが視野を広げて進路を具体化し、社会的・職業的な自立をするために極めて重要であり、そのための大学等の取組みに対しては、厳に採用選考と結びつけることなく特段の配慮をもってご協力をいただきたいこと。

3. 採用活動の公平・公正の確保について

- (1) 学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書《卒業見込証明書を含む》』）」とし、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類」《エントリーシート等を含む》、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めないようにしていただきたいこと。

- (2) 男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に則った採用活動を行っていただきたいこと。特に、総合職採用において女子学生への特段の配慮をいただきたいこと。

- (3) 採用情報の提供にあたっては、求める人材の能力や資質を具体的に示し、公平・公正な公開を徹底するとともに、学校名、学部・学科、地域により就職情報（情報誌、ダイ

レクトメール等を含む。)の提供や採用選考に差異を設けない等、就職の機会均等について一層の改善を図っていただきたいこと。

(4) 「採用選考活動」においては、採用基準等の開示を図るなど採用決定プロセスの透明性の向上を図り、大学等での学修歴等を踏まえた人物本位の採用の徹底を図っていただきたいこと。

(5) 正式内定開始前の9月30日以前に内定承諾書、誓約書、連帯保証書の提出を求める等、学生の自由な就職活動を妨げ、心理的な負担となる拘束を行わないでいただきたいこと。また、内定後に内定式や入社前研修等を行う場合には、学生の学修に支障がないよう配慮していただきたいこと。

4. 新卒要件の緩和について

卒業・修了の際に、未就職や非正規雇用となった既卒者が、新たな就職先を求め、再チャレンジできるよう配慮していただきたいこと。その際、新卒者と同じ扱いをするよう配慮していただき、少なくとも、卒業・修了後3年程度は新卒者として扱うなど、新卒要件の緩和に引き続き努めていただきたいこと。

5. 就職問題の解決に向けて

我が国が現状から一歩踏み出すには、企業側団体・大学等関係団体及び関係機関等幅広い関係者間の共通認識を深める努力が不可欠であると考えます。このため、昨年11月に新たに発足した「新卒者等の就職採用活動に関する懇話会」を、我が国の将来を担う人材の育成という観点から、今後も継続的に開催するとともに、就職・採用活動の早期化・長期化の是正について、精力的に集中討議するワーキンググループを同懇話会の下に設置し、可能な限り早期に一定の指針を示すべきと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

以 上

大学等卒業・修了予定者に係る就職に関する要請先

計 247 団体

板硝子協会	スポーツ健康産業団体連合会
インターネット協会	精糖工業会
映画産業団体連合会	生命保険協会
遠赤外線協会	石炭エネルギーセンター
大手家電流通懇談会	石油化学工業協会
音楽産業・文化振興財団	石油連盟
海外通信・放送コンサルティング協力	セメント協会
家電製品協会	全国観光写真事業協同組合
カメラ映像機器工業会	全国学習塾協会
関西経済連合会	全国学習塾協同組合
関西情報・産業活性化センター	全国求人情報協会
関東ゴルフ会員権取引業協同組合	全国共済農業協同組合連合会
企業情報化協会	全国銀行協会
九州経済連合会	全国建設業協会
共用品推進機構	全国こころの会葬祭事業協同組合
組込みシステム技術協会	全国商工会連合会
経済同友会	全国商工団体連合会
結婚相手紹介サービス協会	全国商店街振興組合連合会
国際アイティ財団	全国信用金庫協会
国際情報化協力センター	全国乗用自動車連合会
コンピュータエンターテインメント協会	全国セレモニー事業協同組合
コンピュータ教育開発センター	全国ソフトウェア協同組合連合会
コンピュータソフトウェア協会	全国地域情報産業団体連合会 (ANIA)
写真感光材料工業会	全国地方銀行協会
出版文化産業振興財団	全国中小企業団体中央会
信託協会	全国鉄鋼販売業連合会
新日本スーパーマーケット協会	全国電機商業組合連合会
情報サービス産業協会	全国農業協同組合中央会
情報通信ネットワーク産業協会	全国農業協同組合連合会
新金属協会	全国民営職業紹介事業協会
人工知能研究振興財団	全国木工機械工業会

全国労働金庫協会	日本化学繊維協会
全日本紙製品工業組合	日本ガス協会
全日本冠婚葬祭互助協会	日本硝子製品工業会
全日本航空事業連合会	日本機械工業連合会
全日本広告連盟	日本記録メディア工業会
全日本葬祭業協同組合連合会	日本クレジット協会
全日本鍛造協会	日本経済団体連合会
全日本遊園施設協会	日本計量機器工業連合会
全日本ゴルフ練習場連盟	日本絹人織織物工業連合会
全日本トラック協会	日本建設機械工業会
ソフトウェア情報センター	日本港運協会
タングステン・モリブデン工業会	日本光学工業協会
第二地方銀行協会	日本航空宇宙工業会
大日本水産会	日本鉱業協会
中部経済連合会	日本工作機械工業会
超音波工業会	日本工作機器工業会
電気機能材料工業会	日本広告業協会
電気事業連合会	日本ゴム工業会
電気硝子工業会	日本ゴルフトーナメント振興協会
電気通信協会	日本ゴルフ場事業協会
電機・電子・情報通信産業経営者連盟	日本コンピュータシステム販売店協会
電子情報技術産業協会	日本サッシ協会
電線工業経営者連盟	日本産業機械工業会
電池工業会	日本産業訓練協会
電波技術協会	日本産業車両協会
東北経済連合会	日本写真館協会
特殊鋼倶楽部	日本酒造組合中央会
西日本遊園地協会	日本出版協会
日本アルミニウム協会	日本出版取次協会
日本イベント産業振興協会	日本証券業協会
日本医療機器産業連合会	日本商工会議所
日本印刷産業連合会	日本商品先物取引協会
日本運搬車両機器協会	日本照明器具工業会
日本エステティック振興協議会	日本食品機械工業会
日本オーディオ協会	日本食糧協会
日本化学工業協会	日本ショッピングセンター協会

日本伸銅協会	日本中小企業団体連盟
日本新聞協会	日本鉄鋼連盟
日本新聞販売協会	日本鉄塔協会
日本自家用自動車管理業協会	日本鉄道車輛工業会
日本自動車機械工具協会	日本テニス事業協会
日本自動車工業会	日本展示会協会
日本自動車車体工業会	日本ディスプレイ業団体連合会
日本自動車タイヤ協会	日本データ通信協会
日本自動車販売協会連合会	日本電化協会
日本自動車部品工業会	日本電機工業会
日本情報技術取引所	日本電気計測器工業会
日本情報システム・ユーザー協会	日本電気制御機器工業会
日本情報処理開発協会	日本電球工業会
日本人材派遣協会	日本電子回路工業会
日本水晶デバイス工業会	日本電子部品信頼性センター
日本スーパーマーケット協会	日本電線工業会
日本スバ協会	日本陶業連盟
日本スバ振興協会	日本時計協会
日本製缶協会	日本ドライブイン協会
日本製紙連合会	日本ねじ工業協会
日本生産技能労務協会	日本ネットワークインフォメーションセンター
日本製薬団体連合会	日本農業機械工業会
日本船主協会	日本配線器具工業会
日本染色協会	日本配電制御システム工業会
日本専門店会連盟	日本歯車工業会
日本専門店協会	日本発毛促進協会
日本繊維機械協会	日本半導体製造装置協会
日本繊維産業連盟	日本バス協会
日本全身美容協会	日本バンケット事業協同組合
日本倉庫協会	日本パブリックゴルフ場事業協会
日本ソフトウェア産業協会	日本百貨店協会
日本損害保険協会	日本肥料アンモニア協会
日本造船工業会	日本ファインセラミックス協会
日本チェーンストア協会	日本フィットネス産業協会
日本チェーンドラッグストア協会	日本福祉用具・生活支援用具協会
日本チタン協会	日本フランチャイズチェーン協会

日本フルードパワー工業会

日本ブライダル事業振興協会

日本分析機器工業会

日本ベアリング工業会

日本包装機械工業会

日本縫製機械工業会

日本ホテル協会

日本翻訳連盟

日本貿易会

日本紡績協会

日本ボウリング場協会

日本ボウリング場事業協同組合

日本ボランティア・チェーン協会

日本マグネシウム協会

日本民営鉄道協会

日本民間放送連盟

日本綿スフ織物工業連合会

日本メンテナンス工業会

日本毛髪業協会

日本洋酒酒造組合

日本羊毛紡績会

日本リゾートクラブ協会

日本旅行業協会

日本冷凍空調工業会

日本冷凍空調設備工業連合会

日本ロボット工業会

ニューメディア開発協会

ハイパーネットワーク社会研究所

日本半導体ベンチャー協会

光産業技術振興協会

東日本遊園地協会

ビール酒造組合

ビジネス機械・情報システム産業協会

普通鋼電炉工業会

不動産協会

プレハブ建築協会

民間語学教育事業者協議会

リース事業協会

レジャー・スポーツダイビング産業協会

A S P ・ S a a S ・ クラウドコンソーシアム

I T コーディネーター協会